誓　約　書

私は、社会福祉法人○○会の監事就任にあたり、次の各号について誓約します。

１　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第４４条第１項において準用する社会福祉法第４０条第１項各号の欠格条項に該当しないこと

２　社会福祉法第４０条第５項及び第４４条第７項の親族等特殊関係にある者が含まれないこと

３　今後、上記各号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

令和　　年　　月　　日

　　　　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　㊞

社会福祉法人○○会　理事長　様

（参考）

○　社会福祉法第４０条第１項

次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（社会福祉法施行規則（昭和２６年厚生省令第２８号）第２条の６の２）

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から５年を経過しない者

○　社会福祉法第４４条第２項

監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

○　社会福祉法第４０条第５項

　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は３親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

○　社会福祉法第４４条第７項

|  |
| --- |
| ※上記２については、評議員名簿又は評議員候補者推薦者名簿並びに役員名簿又は役員候補者推薦者名簿等を確認のうえ、誓約すること。  ※「氏名」欄については、記名押印ではなく署名によることも可能であること。 |

　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は３親等以内の親族その他各役員と厚生労働省で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。